

特別支援学級における教育課程の編成について



令和4年3月
西部教育事務所

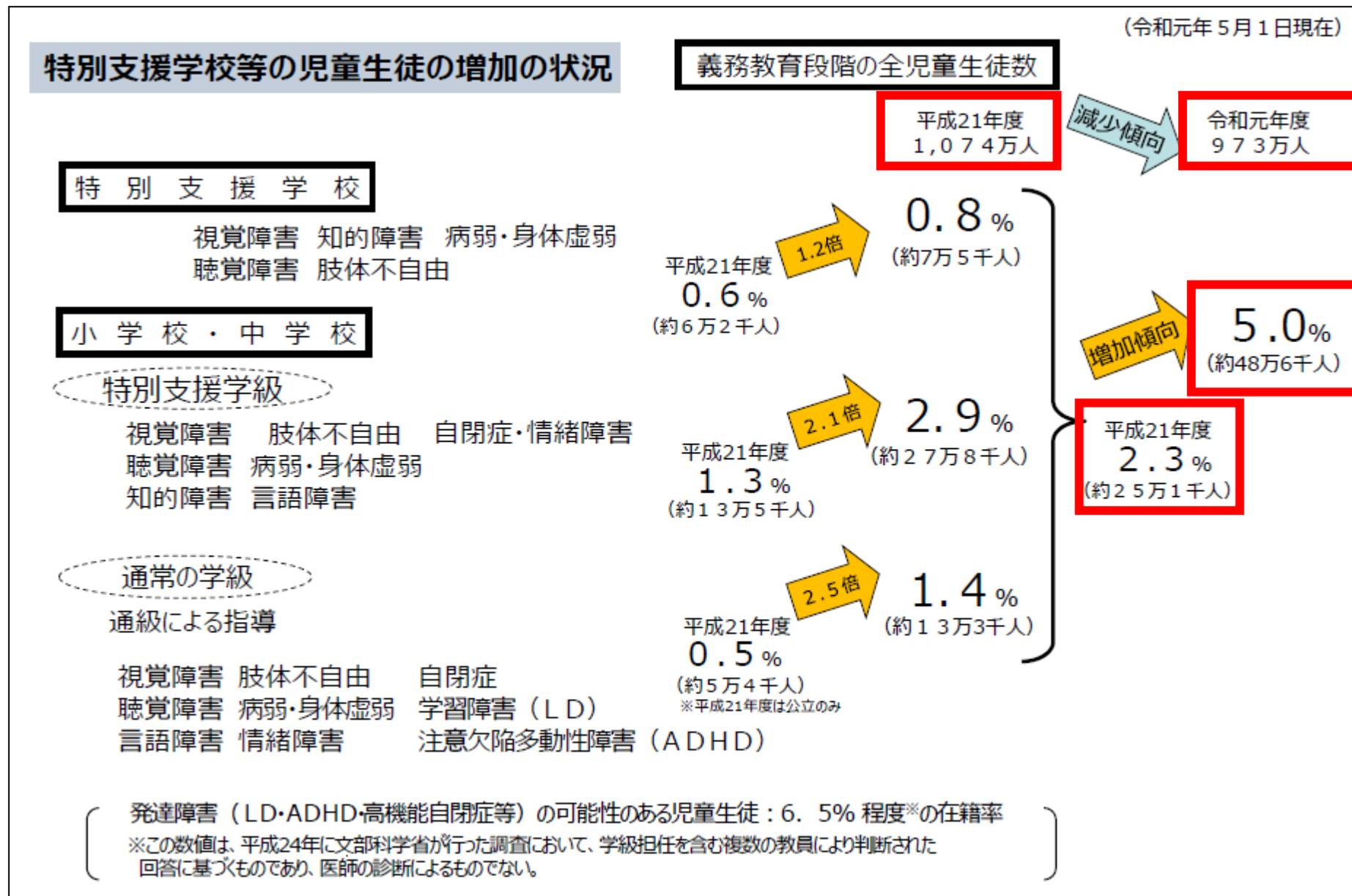
1. 特別支援教育とは
2. 特別支援学級の教育課程
3. 指導と評価
4. 校内支援体制

1. 特別支援教育とは

学びの場

- 通常の学級
- 通級による指導（在籍は通常の学級）
- 特別支援学級
- 特別支援学校

義務教育段階における「特別支援教育の対象の概念図」



Q. 特別支援学級、通級による指導とはどのようなものですか。

A. 特別支援学級は、小・中学校、義務教育学校において障害のある児童生徒を対象とし、障害の状態等に応じた指導を行うために特別に編成された学級です。

弱視者、難聴者、知的障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者及び自閉症・情緒障害者の区分に従って、8人を上限として編成されます。

通級による指導は、小中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する知的障害を除く障害のある児童生徒に対して、各教科の大部分の指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を特別の場（通級指導教室）で行うものです。

特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動の指導を指します。

Q. 特別支援学級には、どのような児童生徒が入級の対象となりますか。

A. 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障害のある児童生徒が対象となりますが、医療機関から診断を受けているということのみで、特別支援学級の入級対象となるわけではありません。

対象となるのは、その中で、通常の学級における指導では、指導内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学ぶことに困難があり、かつ障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を系統的かつ継続的に行う必要のある児童生徒が対象になります。

(障害のある子供の教育支援の手引き 令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)
(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)

Q. 通級による指導は、どのような児童生徒が対象となりますか。

A. 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものになります。

知的障害のある児童生徒は対象ではありません。

(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)

留意点

通級による指導の前提には、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する」指導を行うことがあります。

特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導することも可能ですが、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことがないように留意する必要があります。

2. 特別支援学級の教育課程

特別支援学級は、小中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、第1章総則第1の1の目標を達成するために、第2章以下に示す各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれに学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。

② 特別支援学級における特別の教育課程（第1章第4の2の(1)のイ）

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す 自立活動を取り入れること。

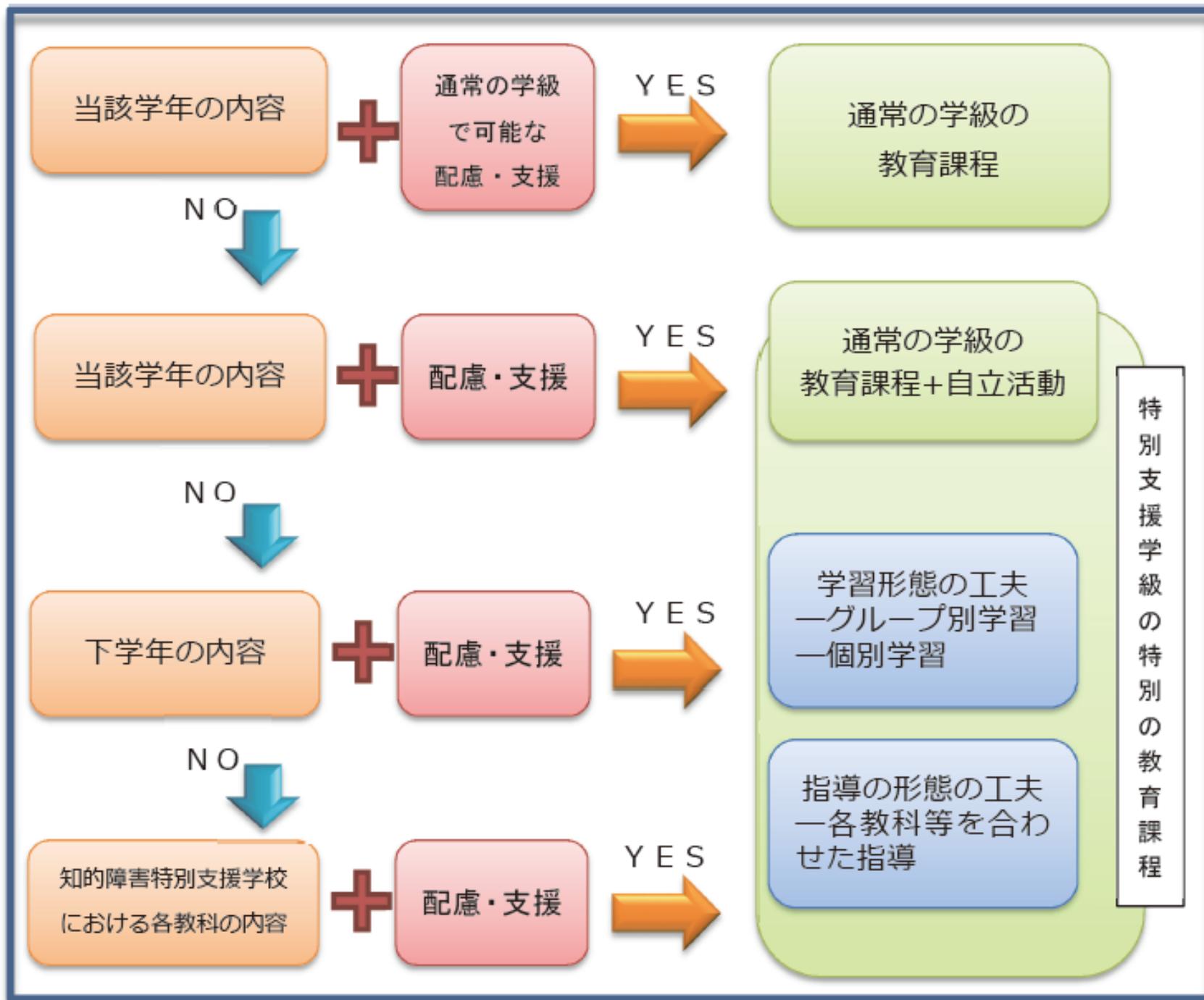
(イ) 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

知的障害者である児童生徒の実態に応じた各教科の目標を設定するための手続き例

特別支援学級における教育課程

<各教科の目標設定に至る手続きの例>

- a 小（中）学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童生徒の習得状況や既習事項を確認する。
- ・ 該当学年の各教科の目標及び内容について
 - ・ 該当学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障害者である児童生徒を教育する特別支援学校小（中）学部の各教科の目標及び内容についての取り扱いを検討する。
- c 児童生徒の習得状況や既習事項を踏まえ、小（中）学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。



「説明責任（アカウンタビリティ）」と「合意形成」

特別支援学級は、少人数で学習したり、各教科等を合わせた指導の形態があったり、交流及び共同学習として通常の学級に行ったりするなど、通常の学級とは異なった学習の形態をとっています。「うちの子に、なぜその授業が必要なのか」と保護者に尋ねられた時、学校は、児童生徒の実態に応じた、目的のある学習内容であることを説明することが求められます。

2. 特別支援学級の教育課程

小学校

別紙様式3-1 (知的障害のある児童の教育課程) 記入例

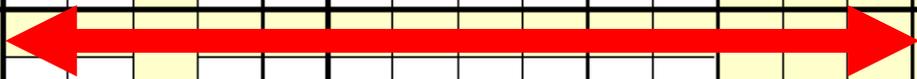
8 教育課程及び年間授業時数について	教育課程		小学校の各教科											知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の教育課程				合計	備考									
	児童	学年	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	特別の教科 道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動			各教科の指導					各教科等を合わせた指導			
																				生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育	日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習
A	小2												35		35	70	35	140	105	35	35	35	105	70	210		910	
B	小3						60	60					35	35	70	35	55	70	175	140					140		980	
C	小5	160	100	155	105		50	50	60	90	70		35														1015	
D																											0	
E																											0	
F																											0	
G																											0	
H																											0	



小学校の各教科等

特別支援学校学習指導要領の教科等の目標及び内容を取り扱う

知的障害特別支援学校の教科等



2. 特別支援学級の教育課程

中学校

別紙様式3-2 (中学校用)

8 教育課程及び年間授業時数について	教育課程		中学校の各教科										知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程										合計	備考			
	生徒記号	学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科の指導									各教科等を合わせた指導		
																国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育			職業・家庭	外国語	日常生活の指導
A																								0			
B																									0		
C																									0		
D																									0		
E																									0		
F																									0		
G																									0		
H																									13		

中学校の各教科等

特別支援学校学習指導要領の教科等の目標及び内容を取り扱う

知的特別支援学校の教科等

2. 特別支援学級の教育課程

小学校

別紙様式3-1 (知的障害のある児童の教育課程) 記入例

8 教育課程及び年間授業時	教育課程		小学校の各教科										特別の教科 道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の教育課程							合計	備考			
	児童	学年	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語						各教科の指導					各教科等を合わせた指導						
																		生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育	日常生活の指導			遊びの指導	生活単元学習	作業学習
A	小2												35			35	70	35	140	105	35	35	35	105	70	210		910	
B	小3						60	60					35	35	70	35	55	70	175	140						140		980	
C	小5	160	100	155	105		50	50	60	90	70		35		70	35	35											1015	
D																												0	
																												0	
																												0	
																												0	
																												0	14

パターン①
通常教育課程＋自立活動
(該当学年の内容)
Cのような記入になります。
必ず、自立活動の時間を設定します。

想定される児童生徒
・知的障害のない児童生徒
・知的障害があっても、本人・保護者の要望等により高等学校進学を検討されている児童生徒 等

2. 特別支援学級の教育課程

中学校

別紙様式3-2 (知的障害のある生徒の教育課程) 記入例

8 教育課程及び年間授業時数	教育課程		中学校の各教科										道徳 / 特別の教科 道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程										合計	備考		
	生徒記号	学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	各教科の指導							各教科等を合わせた指導											
												国語					社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語	日常生活の指導	遊びの指導			生活単元学習	作業学習
A	中1											35	50	35	70	70	55	70	35	35	35	70	35	35	140		140	105	1015	
B	中2						35	35	105			35	70	35	70	105	70	70	35			35	70	70		35	140	1015		
C	中3	105	140	140	140	35	35	70	35	140		35	35	70														1015		
D																												0		

パターン①
通常の教育課程＋自立活動
(該当学年の内容)

Cのような記入になります。
必ず、自立活動の時間を設定します。

想定される児童生徒

- ・ 知的障害のない児童生徒
- ・ 知的障害があっても、本人・保護者の要望等により高等学校進学を検討されている児童生徒 等

2. 特別支援学級の教育課程

小学校

8 教育課程及び年間授業時数	教育課程		小学校の各教科										特別の教科 道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の教育課程						合計	備考								
	児童	学年	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語						各教科の指導					各教科等を合わせた指導										
																		生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育			日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	作業学習				
A	小2																35		35	70	35	140	105	35	35	35		105	70	210		910	
B	小3						60	60		105							35	35	70	35	55	70	175	140						140		980	
C	小5	160	100	155	105		50	50	60	90	70						35		70	35	35											1015	

パターン② 通常の教育課程＋自立活動 (下学年の内容)

Cのような記入になります。
必ず、自立活動の時間を設定します。
※特別支援学級調査では、通常の教育課程（該当学年・下学年の内容）＋自立活動は、表記上同じになります。

想定される児童生徒

- ・知的障害のある児童生徒で当該学年の内容で学習が難しい児童生徒
- ・病弱等で学習空白の期間が生じている児童生徒 等

※在学期間に提供すべき教育内容をよく見極める必要があります。

2. 特別支援学級の教育課程

中学校

8 教育課程及び年間授業時	教育課程		中学校の各教科										道徳 / 特別の教科 道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程										合計	備考		
	生徒記号	学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	各教科の指導							各教科等を合わせた指導											
												国語					社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語	日常生活の指導	遊びの指導			生活単元学習	作業学習
A	中1											35	50	35	70	70	55	70	35	35	35	70	35	35	140		140	105	1015	
B	中2						35	35	105			35	70	35	70	105	70	70	35				35	70	70		35	140	1015	
C	中3	105	140	140	140	35	35	70	35	140		35	35	70															1015	

パターン②

通常の教育課程＋自立活動

(下学年の内容)

Cのような記入になります。

必ず、自立活動の時間を設定します。

※特別支援学級調査では、通常の教育課程（該当学年・下学年の内容）＋自立活動は、表記上同じになります。

想定される児童生徒

- ・ 知的障害のある児童生徒で当該学年の内容で学習が難しい児童生徒
- ・ 病弱等で学習空白の期間が生じている児童生徒 等

※在学期間に提供すべき教育内容をよく見極める必要があります。

2. 特別支援学級の教育課程

小学校

8 教育課程 及び年間 授業時	教育課程		小学校の各教科										特別の教科 道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の教育課程							合計	備考						
	児童	学年	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語						各教科の指導					各教科等を合わせた指導									
																		生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育	日常生活の指導			遊びの指導	生活単元学習	作業学習			
A	小2																35		35	70	35	140	105	35	35	35	105	70	210		910	
B	小3						60	60		105							35	35	70	35	55	70	175	140					140		980	
C	小5	160	100	155	105		50	50	60	90	70						35		70	35	35										1015	

パターン③

通常の教育課程＋知的障害特別支援学校の教育課程
＋自立活動

Bのような記入になります。

必ず、自立活動の時間を設定します。

※この場合、「音楽」「図画工作」「体育」は、交流学級で授業を受けているという意味ではなく、該当学年若しくは下学年の内容で学習しているという意味になります。

想定される児童生徒

- 知的障害のある児童生徒で、一部の教科が当該学年の内容若しくは該当学年の内容で学習が困難または不可能なもの

2. 特別支援学級の教育課程

中学校

8 教育課程及び年間授業時数	教育課程		中学校の各教科										道徳 / 特別の教科 道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程										合計	備考		
	生徒記号	学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	各教科の指導							各教科等を合わせた指導											
												国語					社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語	日常生活の指導	遊びの指導			生活単元学習	作業学習
A	中1											35	50	35	70	70	55	70	35	35	35	70	35	35	140		140	105	1015	
B	中2						35	35	105			35	70	35	70	105	70	70	35				35	70	70		35	140	1015	
C	中3	105	140	140	140	35	35	70	35	140	35	35	70																1015	
D																													0	

パターン③

通常の教育課程＋知的障害特別支援学校の教育課程
＋自立活動

Bのような記入になります。

必ず、自立活動の時間を設定します。

※この場合、「音楽」「美術」「体育」は、交流学級で授業を受けているという意味ではなく、該当学年若しくは下学年の内容で学習しているという意味になります。

想定される児童生徒

- 知的障害のある児童生徒で、一部の教科が当該学年の内容若しくは該当学年の内容で学習が困難又は不可能なもの

2. 特別支援学級の教育課程

小学校

8 教育課程及び年間授	教育課程		小学校の各教科										知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の教育課程				合計	備考											
	児童	学年	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	特別の教科 道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動			自立活動	各教科の指導					各教科等を合わせた指導				
																				生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育	日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	作業学習
A	小2												35			35	70	35	140	105	35	35	35	105	70	210		910	
B	小3						60	60					35	35	70	35	55	70	175	140						140		980	
C	小5	160	100	155	105		50	50	60	90	70	35			70	35	35											1015	

パターン④
知的障害特別支援学校の教育課程（自立活動を含みます）

Aのような記入になります。

※留意事項については、スライド22に示しています。

想定される児童生徒

- ・知的障害のある児童生徒で、該当学年若しくは下学年の内容で学習が困難又は不可能なもの

2. 特別支援学級の教育課程

中学校

8 教育課程及び年間授業	教育課程		中学校の各教科										知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程										合計	備考							
	生徒記号	学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科の指導									各教科等を合わせた指導						
																国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育			職業・家庭	外国語	日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	作業学習	
A	中1											35	50	35	70	70	55	70	35	35	35	70	35	35	140		140	105	1015		
B	中2						35	35	105			35	70	35	70	105	70	70	35					35	70	70		35	140	1015	
C	中3	105	140	140	140	35	35	70	35	140		35	35	70																1015	

パターン④

知的障害特別支援学校の教育課程（自立活動を含みます）

Aのような記入になります。

※留意事項については、スライド25に示しています。

想定される児童生徒

- ・知的障害のある児童生徒で、該当学年若しくは下学年の内容で学習が困難又は不可能なもの

2. 特別支援学級の教育課程

小学校

別紙様式3-1 (知的障害のある児童の教育課程) 記入例

8 教育課程及び年間授業時数について	教育課程		小学校の各教科										特別の教科		総合的な学習の時間		知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の教育課程						合計	備考				
	児童	学年	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	道徳	外国語活動	特別活動	自立活動	各教科の指導								各教科等を合わせた指導			
																	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育			日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	作業学習
A	小2												35		35	70	35	140	105	35	35	35	105	70	210		910	
B	小3						60	60		105			35	35	70	55	70	175	140						140		980	
C	小5	160	100	155	105		50	50	60	90	70		35		35	35											1015	
D																											0	
E																												
F																												
G																												
H																											0	

知的障害のある児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科でなければならない。

2. 特別支援学級の教育課程

中学校

別紙様式3-2 (知的障害のある生徒の教育課程) 記入例

8 教育課程及び年間授業時数について	教育課程		中学校の各教科							道徳 / 特別の教科 道徳	総合的な学習の時間	知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程														合計	備考			
	生徒記号	学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育			技術・家庭	外国語	特別活動	自立活動	各教科の指導							各教科等を合わせた指導							
																国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語	日常生活の指導			遊びの指導	生活単元学習	作業学習
A	中1										35	50	35	70	70	55	70	35	35	35	70	35	35	140		140	105	1015		
B	中2					35	35	105			35	70	35	70	105	70	70	35			35	70			70		35	140	1015	
C	中3	105	140	140	140	35	35	70	35	140	35		35	70															1015	
D																													0	
E																													0	
F																														
G																														
H																														

知的障害のある児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科でなければならない。

知的障害がない場合は、知的障害特別支援学校の教育課程を参考に して編成できない

- 教育課程は、学習している場所を示しているではありません。
- 知的障害特別支援学校の教育課程を参考とする場合でも、小学3年生以上の場合は、「外国語活動」「総合的な学習の時間」を実態に応じて実施します。
- 各教科の授業時数は、小中学校の各教科の授業時数を参考とします。
（知的障害特別支援学校小学部の「生活科」は、「生活科」（小1、2年）「理科」「社会」（小3年以上）「家庭科」（小5、6年）、中学部の「職業・家庭」は「技術・家庭」と同等の年間授業時数と考えます。
- 上段・下段に分かれている教科等については、「各教科等を合わせた指導」ができる教科等を示しています。
- 上段＋下段でその教科の年間授業時数を示す（例えば、上記A児の算数科は、年間175時間、内105時間を「教科別の指導」、70時間を「各教科等を合わせた指導」で行うことを示したものです。）
- 各教科等の下段の授業時数の合計と「各教科等を合わせた指導」の授業時数の合計が同じになることを確認してください。
- 可能な限り35倍数（小1年は34の倍数）にすることが望ましいです。
- 同じ教科内で、小中学校の各教科と知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程の各教科で授業時数が分かれることはありません。（例えば、主として、知的障害特別支援学校の教育課程を参考とし、一部下学年を取り入れる場合は、「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程」に記入します。）

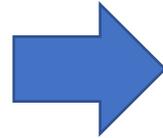
一つの教科等内で

実際の指導内容

該当学年の内容＋下学年の内容

下学年の内容

知的特別支援学校の教育課程＋
下学年の内容



教育課程

該当学年の教育課程

(※「特別支援学級調査」では、
左側の小中学校の各教科に記入)

下学年の教育課程

(※「特別支援学級調査」では、
左側の小中学校の各教科に記入)

知的特別支援学校の教育課程

(※「特別支援学級調査」では、
右側の知的障害者である児童生徒
に対する教育を行う特別支援学校の
教育課程に記入)

留意点

- ・主として、どの教育課程で編成しているのかを考える。
- ・学習している場（交流学級）で判断し、記入するものではない。

例えば、国語科で知的障害特別支援学校の教育課程を参考にしており、書写は、交流学級で授業を受けていると実態であった場合、国語科の授業時数が、小中学校の各教科に35時間、知的障害特別支援学校の教育課程の各教科の指導の国語科に140時間と分けて記入しない。この場合は、知的障害特別支援学校の教育課程の各教科の指導の国語科に175時間と記入する。

3. 指導と評価

Q. 障害のある児童生徒の学習評価について、どのようなことに配慮すべきですか。

A. 学習評価に関する基本的な考え方は、障害のある児童生徒の学習評価についても変わるものではありません。このため、障害のある児童生徒については、特別支援学校等の助言または援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、その評価を適切に行うことが必要です。

(「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料)

Q. 指導要録の記載についての留意点はどのようなものがありますか。

A. 指導要録の様式については、各市町教育委員会において定められています。

評価については、個々の教育課程に応じて記載することになります。

学習する場（通常の学級で交流及び共同学習として学習している、特別支援学級で学習している）によって記載する欄が変わるもの
ではありません。

各市町教育委員会により様式が異なることから、記載する欄及び内容も異なる場合があります。市町教育委員会にご確認ください。

POINT

特別支援学級に在籍している児童生徒は、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるようにします。

知的障害特別支援学校の教育課程を参考にした場合には、各教科の観点及びその趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述します。

障害のある児童生徒について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、**当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能となりました。**

留意点

知的障害特別支援学級に在籍しているというだけで、文章記述での評価になるわけではありません。

また、各教科等を合わせた指導（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習）については、合わせた各教科の目標に準拠して（教科ごとに）記載する必要があります。

（「特別支援学校学習指導要領解説 各教科編P35」）

4. 校内支援体制

校務分掌

教育課程

通常の学級での支援 (TT等)

学習の形態 (特別支援学級で・交流学級で)

通級による指導



教育相談 (不登校傾向の生徒への支援)

学校全体で考える

・学校の実情に応じて

交流及び共同学習について

(別紙様式2)

令和2年度特別支援学級調査

令和2年5月1日現在

学 校 名 市・町立
 学校
 学 級 名 学級
 学級担任・職
 学級担任・氏名

・黄色セルにのみ入力してください。
 ・行の挿入、削除など様式の変更はしないでください。

1 特別支援学級の種類
 (障害種別) 学級

2 特別支援学級担任経験年数 年 ヶ月 (特別支援学校の経験年数は含まない。)

特別支援学校免許状の有無

3 在籍児童生徒数

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
人数	<input type="text"/>	0					

4 在籍児童生徒の状況

児童生徒記号	A	B	C	D	E	F	G	H
(1) 学年	<input type="text"/>							
(2) 知能検査等の結果	<input type="text"/>							
(3) テスト名	<input type="text"/>							
(4) 実施日	<input type="text"/>							
(5) 障害の種類 ※ 略記すること	<input type="text"/>							
(6) 給与教科用図書の種類 ※ 略記すること	<input type="text"/>							

5 交流及び共同学習の状況

児童生徒記号	A	B	C	D	E	F	G	H
教育課程内 (教科等名)	<input type="text"/>							
(週当たり時間数)	<input type="text"/>							
教育課程外	<input type="text"/>							

6 中学生の進路状況 (令和2年3月卒業生)

※ 小学校は記入の必要ありません。

児童生徒記号								
進路先 (名称等)	<input type="text"/>							
進路先 (種別) ※ブルダッシュから選択	<input type="text"/>							

7 特別支援学級担任の週当たりの持ち時間数

① 持ち時間数 合計	<input type="text"/>
② ①のうち特別支援学級での授業時間数	<input type="text"/>
③ ①のうち交流学級での授業時間数	<input type="text"/>

5 交流及び共同学習の状況

児童生徒記号	A	B	C
教育課程内（教科等名）			
（週当たり時間数）			
教育課程外			

⑧交流及び共同学習の状況

※年度当初の計画を記入すること

教育課程外には
朝の会、帰りの会、給食、掃除 など
を記入

特別支援学級在籍の児童生徒は、主として特別支援学級で指導を受け、一部について交流及び共同学習を受けるものであること、また、通級による指導は、通常の学級在籍で、週1時間から週8時間程度まで特別の指導を受けるものであることなどを鑑みて設定すること。



Q. 交流及び共同学習の時間は、どのように設定したらよいですか。

A. 特別支援学級に在籍している児童生徒には、通常の学級に在籍する子供と共に学ぶ機会を積極的に設けることも重要です。通常の学級の一員としても活動できるような取組を充実し、子供一人一人の障害の状態等や個々の事情を勘案しつつ、ホームルーム等の学級活動や給食等について、可能な限り共に行うことが必要です。

また、教科学習についても、児童生徒一人一人の障害の状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通して実施することが必要です。

POINT

特別支援学級に在籍している児童生徒は、入級の対象となる障害の程度が、通常の学級での一斉の学習活動において、授業の内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもつことが難しい程度であることから、主として特別支援学級での指導を受けることが前提となっています。

交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要です。

☆年度末に取り組んでおくこと

- 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の評価・改善
 - ・児童生徒等の実態
 - ・目標及び指導内容、学習の達成状況の記録 など
- 次年度の教育課程についての協議・編成
 - ・自立活動
 - ・交流及び共同学習
 - ・各教科等を合わせた指導 など
- 指導要録の作成
- 引継ぎ**

<主な**引継ぎ**内容>

- 本人・保護者の希望
- 個別の教育支援計画
(合理的配慮)
- 障害の特性や効果のあった指導・支援方法
- 各教科等の習熟状況
- 交流及び共同学習を実施していた教科等
(実態を踏まえて) …主体的に学習に取り組めていたか、支援員が配置されていたか など



教育課程の編成・校内支援体制

☆年度始めに取り組むこと

- 前年度からの引継ぎ（個別の教育支援計画・個別の指導計画）実態把握
- 特別の教育課程の編成（確認）

<準備すること>

- 出席簿、名簿の作成
- 教室環境（安全確認、採光や防音、掲示物の配慮等）
- 環境の整備（下駄箱・傘立て・ロッカー・机・椅子など）
- 学級事務用品の整備（ゴム印等）
- 教科書
- 学級費や教材費の会計事務

など

<確認すること>

- 緊急連絡先
- 登下校の通学路や通学方法
- 放課後の生活、放課後児童クラブ等の利用
- 保護者の教育的ニーズの確認
（学校生活上の配慮点、交流学級での活動）

など

始業式・入学式での配慮

- 式前後の動き（待機場所、交流学級とのかかわり、保護者の動き）
※必要に応じて、リハーサルを行うことが有効です。
- 入退場、座席（交流学級とのかかわり、支援者の有無、必要な支援など）
- 呼名（支援の方法）
- とっさの対応（パニックや発作等）

参考：特別支援学級及び通級指導教室担当のための手引き 平成31年3月 佐賀県教育委員会

ご清聴、ありがとうございました。



(参考) 学校教育法施行規則に定める標準授業時数

小学校の標準授業時数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	306	315	245	245	175	175
社会	-	-	70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科	-	-	90	105	105	105
生活	102	105	-	-	-	-
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭	-	-	-	-	60	55
体育	102	105	105	105	90	90
特別の教科 道徳	34	35	35	35	35	35
特別活動	34	35	35	35	35	35
総合的な 学習の時間	-	-	70	70	70	70
外国語活動	-	-	35	35	-	-
外国語	-	-	-	-	70	70
合計	850	910	980	1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 第五十条第二項の場合において、特別の教科である道徳のほか宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の特別の教科である道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第二から別表第二の三まで及び別表第四の場合においても同様とする。）

中学校の標準授業時数

	1年	2年	3年
国語	140	140	105
社会	105	105	140
数学	140	105	140
理科	105	140	140
音楽	45	35	35
美術	45	35	35
保健体育	105	105	105
技術・家庭	70	70	35
外国語	140	140	140
特別の教科 である道徳	35	35	35
総合的な 学習の時間	50	70	70
特別活動	35	35	35
合計	1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。